

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：銀行法等

規制の名称：電子決済等代行業に係る制度整備

規制の区分：新設、**改正**、**拡充**、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和4年6月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時において、IT技術の進展に伴い、顧客からの委託を受け、IT技術を活用して、銀行に顧客の決済指図を伝達し、又は、銀行から口座に係る情報を取得し顧客に提供する業者（電子決済等代行業者）が拡大しているが、こうしたサービスの仲介を行う業者が規制の対象となっていないとの問題があると認識していた。

事前評価実施後において、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、規制の事前評価時に想定していなかった影響も特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時の規制では、電子決済等代行業のように、顧客からの委託を受け、銀行と顧客との間で、預金、貸付、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介サービスの仲介を行う業者については、規制の対象となっておらず、このことが、利用者保護や業界の健全な成長を妨げる原因となっていた。

このようなベースラインに関する考え方は、事後評価時においても同様である。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時において、IT 技術の進展に伴い、顧客からの委託を受け、IT 技術を活用して、銀行に顧客の決済指図を伝達し、又は、銀行から口座に係る情報を取得し顧客に提供する業者（電子決済等代行業者）が拡大しているが、こうしたサービスの仲介を行う業者が規制の対象となっていないとの問題があると認識していた。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していないことから、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時において、遵守費用として、以下の費用が発生すると認識していた。

- イ 電子決済等代行業を登録制とし、所要の検査・監督規定を設けた際、登録申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。
- ロ 電子決済等代行業者に対し、利用者等に対する情報の提供、情報の安全管理措置を求めるほか、銀行等との契約締結時において、利用者に損失が生じた場合の補償に関する事項や情報の安全管理に関する措置について定めることを求めた際、行為規制の実施に要する費用が発生する。
- ハ 電子決済等代行業者を会員とする事業者団体の認定制度を整備する等の制度整備を行う際、事業者団体において認定申請に係る事務費用、認定業務を実施するための体制整備費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。

実際に当該イ・ロに関する取組の主体となった電子決済等代行業者（（参考）2022年5月24日現在、103事業者が登録）については、事前評価時に想定していたとおりと考えられるが、本規制の拡充により生じた費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるものの、多額の追加費用が発生している状況にはない。また、規制の整備後、ハの認定事業者団体は設立されていないため、特段の費用は発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時において、行政費用として、以下の費用が発生すると認識していた。

- イ 電子決済等代行業を登録制とし、所要の検査・監督規定を設けた際、登録に係る受付及び審査業務等の事務費用が発生する。
- ロ 電子決済等代行業者に対し、利用者等に対する情報の提供、情報の安全管理措置を求めるほか、銀行等との契約締結時において、利用者に損失が生じた場合の補償に関する事項や情報の安全管理に関する措置について定めることを求めた際、行為規制の実施状況に係る検査・監督費用が発生する。
- ハ 電子決済等代行業者協会の認定制度の整備事業者団体の認定制度に関して、認定に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。

実際に当該イ・ロの内容については、事前評価時に想定していたとおりであると考えられるが、本規制の拡充により生じた費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるものの、多額の追加費用が発生している状況にはない。また、規制の整備後、ハの認定事業者団体は設立されていないため、特段の費用は発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時において、効果を定量的に把握する指標として、以下の内容を設定していた。

イ・ロ 電子決済等代行業者の登録制の創設及び行為規制等

電子決済等代行業について登録制を導入することで、不適格事業者の参入を防止することで、業界の信頼性の向上が図れ、また、利用者が安心してサービスを受けられることができる環境の整備が図られたと考えられ、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

ハ 電子決済等代行業者協会の認定制度の整備

一定要件を満たす事業者団体を認定する枠組みを法律に設けることにより、電子決済等代行業者が業界として行う利用者保護等に関する自主的な取組みが推進され、また、電子決済等代行業者の利用者が苦情の申出や相談を行うべき窓口が明らかとなり、事業者団体を通じてトラブルの解決が促されると考えていたが、ハの認定事業者団体は設立されていないため、現段階で効果の比較はできない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。